

井上正也著

日中国交正常化の政治史

名古屋大学出版会／2010年12月／702頁／8820円



河辺一郎

日中台米英の外交資料を使い、実証的検証を試みた労作で、二〇一一年のサンクトリー学芸賞を受賞した。しかし全く問題がない研究はあり得ず、高く評価されているからこそ問題点の指摘が必要だろう。本稿ではこうした視点から論評する。まず本書の章立てを示す。

- 序論 戦後日本外交における中国
- 第一章 中国問題の起源——「現実政治」と「法理」のはざままで 一九五〇～一九五二年
- 第二章 講和後日本の中国政策の試行——「逆滲透」・「平和攻勢」・「政経分離」 一九五二～一九五八年
- 第三章 国連中国代表権問題と日本外交——「二つの中国」論の模索 一九五四～一九六四年
- 第四章 日中間貿易と台湾問題——LT貿易体制の成立と自民党政治 一九五八～一九六四年
- 第五章 佐藤政権初期の中国政策再考——对中国緊張緩和の挫折 一九六四～一九六五年

第六章 佐藤政権の対国府政策と日中

関係——「反共外交」と「経済開港」

のはぎまで一九六四～一九六九年

第七章 米中接近と日本の中国政策

——「暫定協定」を求めて一九六九

～一九七一年

第八章 日中国交正常化交渉と台湾問

題——一九七一～一九七二年

結論 日中国交正常化とは何だった

のか

著者は従来の研究を三つに大別する。

まず、民間の役割を重視する「八〇年代までの主流的な見解」を、「軍国主義者」と「人民」を区別する中国政府の対日観を「基底」とする「中国側研究における正史」であり、日本外交を「もっぱら『対米追従』の存在として否定的に描く『友好史観』であるとして、退ける。次いで「八〇年代以降に登場した国際政治学に基づく実証分析」を、「イデオロギーの傾向から距離を置き、日本の対中国外交の『客観的』な分析を確立した点で高く評価されている」とするが、

日本外交の「構造的制約を強調する点では、『友好史観』と批判的視座を共有していた」とする。これらに対して、英米の外交文書に基づく研究が二〇〇〇年以降に登場し、日本が「台湾問題の打開を、戦略的に模索していた点が明らかにされた」が、「米中接近に際して、日本が戦略的に振る舞えなかったのか」という問いに十分な答えを与えていない」とし、その理由を、「日本政府の戦略性や政策の一貫性を過度に強調する反面、日本政府内部の中国政策をめぐる多元性を捨象」したことにあるとする。

このような状況を受けて、著者は「台湾問題に分析の焦点をあてる」。その上で、「しばしば政策決定における『政治主導』が強調されてきた」が、「政策決定の基礎となる人材と組織は不可欠である」ことから、「外務省の中国専門家の役割に注目し」、「外務官僚によって検討された〈構想〉が、いかに政府として遂行される〈政策〉」に結実したかを明らかにすることを、本書の目的とする。

一方、「七二年に入るまで正式な政府

間接触が皆無に等しかった」日中関係では、「外務省とは異なる非公式の行為主体」が中心となったが、外務省にとって「正規外交を阻害する『多元外交』に他なら」ず、「外交一元化」を実現する必要があった」（以上、本書「序論」）。

こうした著者の認識に基づき、本書の中心をなすのは、日本と中国（本書に倣い、中華人民共和国を中国、台湾の中華民国を台湾と呼ぶ）の間の具体的な交渉経緯ではなく、政府内で示された対中政策の方針、構想及びそれらをめぐる抽象的な議論の経緯となる。実際の日中交渉は終章で取り上げられるに過ぎない。

外務省の中の様々な見解は二つに大別される。一つは台湾問題を棚上げにして対中関係構築を図ろうとし、他方は、台湾が二つの中国を受け入れるように西側諸国が協調することだったが、ともに挫折した。この経緯をめぐる、八〇年代までは、七二年までの日本政府が一貫して二つの中国論を唱えていたとする議論が中心だったが、著者は、必ずしも一貫しておらず、徐々に変化したとする。

以上の結果、本書は、実質的外交交渉ではなく、抽象的な構想をめぐらす評論家的な官僚の姿を多く描くことになる。つまり、日中（の相互）関係に関する研究というよりも、外務省の政策策定過程を日中国交正常化問題を事例にして検証した研究である。『日中国交正常化史』等ではなく『日中国交正常化の政治史』と題されているのもこのためだろう。

さて、本書が実証的研究を標榜する以上、評者が最重視すべきは、著者の資料批判と資料の読み込みの手腕である。

この点で日本の国連政策を研究する評者にとって最も気になるのは、著者が、国連における中国代表権問題に対する政府の対応を重要な論点の一つとしながら、国連資料を全く利用していないことである。本件を検討する上で不可欠な国連総会における議論が、外務省の調査及び先行研究に基づき、新聞報道で若干のデータを補って述べられているに過ぎず、わずかに *Yearbook of the United Nations* を利用するに過ぎないのである。

外交文書は外交交渉に備えて作成され

る。本件に関して言えば、外務省は国連総会における中国代表権の審議に対する対応策を検討しているはずである。そうである以上、国連総会に対する外務省の認識と対応を評価する上で国連資料の調査が不可欠であり、それをふまえて外務省調査の記述を検証しなければならず、調査への依拠などあつてはならない。著者が国連資料を顧みずに外務省調査と先行研究に依拠した結果、中国代表権問題に関する記述は表面的なものとなった。

六〇年以降の国連総会の状況を著者は次のように記述する。「中印紛争によって非同盟ブロック構築の可能性は減退したとはいえ、第三世界での脱植民地化は着実に進展していた。とりわけ、アフリカの年と呼ばれた一九六〇年は、一五ヶ国のアフリカ諸国とキプロスが国連に加盟したことで、国連中国代表権は転換点を迎えた。同年秋の国連総会で……（中国代表権問題審議の棚上げ案）の賛成得票率が四二・九％と初めて五割を割り込み……（五二年以来続いていた）米国主導の棚上げ案が、限界に達した事を示し

ていた」（二六九頁）、「国連加盟国の増加にも関わらず、翌（六二）年度のソ連提案による中国の国連加盟提案の賛成率は、三八・七％と前年度からの微増に留まった。さらに翌一九六三年度も、中ソ対立の影響によって、ソ連に代わってアルバニアが提案国となったが、賛成率は三六・九％と横ばいの状況が続いた」（二九五頁）、「中国政府が国連に背を向けていたにも関わらず、中仏接近や原爆開発によって存在感を増してきた中国をこれ以上無視できないという議論が国際社会に高まりを見せていた。一九六五年一月一七日に行われた国連総会での投票で、中国加盟と国府追放を骨子とするアルバニア決議案は、ついに賛否同数となり、（日米などが提案した、可決に三分の二の賛成を必要とする）重要事項指定案も、賛成五六票、反対四九票という七票の僅差となった」（二三五頁）。しかし、国連総会議事録に目を通していれば、このような単純な内容には留まらない認識を著者は示し得ただろう。

六〇年は、国連総会で植民地独立付与

宣言が採択され、アフリカの脱植民地化における最大の混乱の一つであるコンゴ動乱が起り、フランスがアルジェリアで核実験を強行した年でもあった。脱植民地化とドゴール主義が衝突していた。

六一年、総会は国連機関として初めて核兵器使用禁止を宣言するが、その背景にはフランスの核実験へのアフリカ諸国の反発があった。これは、ハマーションド事務総長が殉職したコンゴ動乱とともに、国連史を画期する出来事だった。

六一年には第一回非同盟諸国首脳会議も開催される。六二年には総会が国連貿易開発会議の開催を決定し、六四年に開催されるが、これはGATTに対抗する機関となり、経済問題における非同盟諸国の主張の舞台となった。また総会が南アフリカに対する外交断絶や製品ボイコットを初めて呼びかけて、安保理に措置を要請し、日仏が南アフリカとともに反対したのも六二年だった。六三年には安保理が、強制措置としてではないが対南ア武器禁輸を呼びかける一方、総会が安保理議席の拡大を決議する。これは六

五年に発効するが、それは重要事項指定案が初めて提案され、中国支持決議案が賛否同数となった年だった。六五年は、安保理非常任理事国に立候補した日本に対して、アフリカ諸国が「アフリカ・アジアの代表として安保理の議席を求めている日本の利己的な態度に、特に衝撃を受けている」等と、日本と南アの貿易関係を名指しで批判した年でもあった。安保理はどうあるべきで、誰が安保理に議席を持つのが大きく問われていたのである。西側諸国の協調が実現したとしても、それにより国連総会で多数派を形成できたとは言い難かった。

国連総会では、旧宗主国であれ旧植民地であれ、人口、経済力、軍事力の如何にかかわらず加盟国が一票を持つ。アジア・アフリカ諸国はこれを重視し、国連を世界のあり方を変えるための外交交渉の中心的な場としていた。五八年に開催されたアフリカ独立会議が「我々の国連の常駐代表は、我々が共通に関心を持つ全ての問題を調整するための常設的な手段である」と宣言し、「国連憲章への揺

るぎない忠誠心及び支持並びに国連の決定の尊重」を決議した背景である。その文脈から見れば、植民地主義の介入を退けたアジアの巨大な国であり、常任理事国でもある中国議席が問題を抱え、しかも米国などがそこに深く関わっていることは、西側諸国が世界のあり方を歪めていることを象徴する問題だった。

このような中で中国が示したのが、本書も触れる「第二国連」創設構想だった(三二三頁)、これをアフリカ諸国などが支持しなかったのは当然だった。構想自体にも全く具体性がなく、結果的にはインドネシアのスカルノ政権崩壊を後押しする意味しか持たなかった。

もともと、中立主義を否定した中国の存在はアジア・アフリカ諸国から見れば単純に支持できるとは言えない微妙な面もあった。五五年のバンドン会議においても中台対立を抱える中国の招請は、日本の招請とともに賛否が分かれていた。そして、バンドン会議に参加した国及び地域の大半はその後、非同盟諸国会議に参加するが、日中とトルコのみは参加し

なかった。

七二年以降、中国が開発途上国の認識を理解していなかったことが明らかになる。七〇年代にさらに吹き出す開発途上国の主張を中国は支援せず、むしろその足並みを乱す行動をとり、逆に外務官僚などからは、中国の姿勢に安堵する発言が多く聞かれるようになる。例えば、「わが国とは立場の相違は別として、協調的態度に終始したことが注目された」、「軍縮問題では中小国の願望に背く投票態度をとって孤立し、窮地に陥った」、「中国の実像が鮮明になるにつれて国連内の親中国派や反中国派の中国をみる眼も冷静になって」いると言うのである。⁽²⁾

一方、米国は七〇年代に強く反国連に傾くようになり、中国代表権問題の解決はその転換の象徴の一つだった。ところが、当時の米国の反国連姿勢を象徴する、一九七五年から七六年にかけて国連大使だったモイニハンは、「中国大使は」国連においてソ連と直接に対する時にソ連をやっつけることができた試しがないので困っていた。中国人が影響力を

持っていると考えるタンザニアのような国も、しばしばソ連の側について中国に敵対した。もしモリリシャス大使が私の行動を恐れるのであれば、中国大使はむしろそれを歓迎する」と述べるのである。⁽³⁾

「二つの中国」を構想し、その実現のために奔走していた日米は自らの努力が頓挫したにもかかわらず胸をなで下ろす一方で、中国に期待したアフリカ諸国は失望を味わったことになる。そして中国自身は、自らが口を極めて批判していたはずの国連の中枢に、大きな軋轢を生じさせることなく着席した。同時に、開発途上国のもくろみは米国の国連政策の変化に伴って実現基盤を失い、国連自体の弱体化が進むことになる。多数決による国連の決定が新秩序を招来するとみなす幻想の上に展開されていた開発途上国の狙いは、自らが批判する米国の国連支持姿勢に全面的に依存していたのである。

このように見ると、第三章や第七章は外交史料の発掘としては貴重だが、基本資料の読み込みを怠ったために記述の意義としては減じたと言わざるを得ない。

なお、著者は「中国政府は、中国と並ぶアジアの盟主たるインドと協調して、脱植民地を成し遂げたアジア・アフリカの新興諸国を『非同盟諸国』として、政治連帯を図る方針に転換していった」（九七頁）、「中印紛争によって非同盟ブロック構築の可能性は減退した」（一六九頁）、「中印紛争によって『非同盟』の盟友インドを失った中国」（三二二頁）などと断定しているが、これらの記述内容はそもそも不適切だろう。

また、日本政府が直接に交渉しているにもかかわらず、台湾内部の状況に十分な言及がないことも問題である。

そもそも本省人を弾圧して成立し、あくまで南京を首都とする虚構を掲げる亡命政権の状態にある蒋介石政権は、多数派の本省人の支持を得ていないと同時に国民党内部にも不満を抱えていた。その政権基盤は二重の意味で脆弱であり、これを一度に打開するのが大陸反攻だった。このため六〇年代前半にも大陸反攻の実現を計るが、米国は反対した。蒋介石政権は米国に大陸反攻の必要性を繰り返

返すと同時に、政権内のモラル低下が深刻であり、二年以内にクーデターが起きる可能性があるとする訴えていた。⁽⁴⁾

またフランスが中国を承認した際に、米国は、フランス側から中国の圧力を受けて対台断交を行うようにさせれば、他国が中国を承認する際の壁を高くできるが、台湾から対仏断交をしては逆効果だと、働きかけた。しかし米台交渉では G I M O (Generalissimo = 総統) と呼ばれる蒋介石はこれを歓迎しない。無礼を働いた華外の者を放置することはまさに政権内のモラルに関わることであり、それに比べれば国連脱退すなわち栄光ある孤立の方がモラル上許容可能だった。西側諸国が協調すれば台湾が「二つの中国」を受け入れたわけではない。

ところが本書は「蒋介石も、政策転換の必要性を次第に認識し、(経済改革を求め)米国の要求を受け入れる方向に傾斜した。……(この結果)対外貿易量は、一九五九年から六五年まで、実に毎年二二%の伸び率を示した」(三四四頁)等の記述に留まる。経済政策とは異

なり「二つの中国」は理念にかかわるが、それが中国にとっても台湾にとってもいかに受け入れたいのかが本書からうかがえず、外務官僚の「構想」の非現実性が際だたない。本書の主題が日本政治史である限りは大きな問題にはならないかもしれないが、それにしても第二、四、五、六章の記述の意義は大きくそがれた。

日本の国連政策に関しては、国連中心主義への評価も問題がある。五七年に刊行された外交青書第一号が「国連中心」、「自由主義諸国との協調」及び「アジアの一員としての立場の堅持」からなる外交三原則を掲げたことについて、著者は「各論部分において、中国問題は国連との関連に位置付けられた。……日本の中国承認のタイミングを見計らう上で、国連中国代表権の展開を基準にしようとする方針が、この時期に固まりつつあったことを示している」(一六六頁)と、先行研究⁽⁵⁾に基づいて断定するのである。

しかし、中国承認は国連の枠の中で対応するとの方針は鳩山内閣も示してお

り、外交青書刊行の約三か月前にも、訪米中の岸首相が改めて表明していた。また国連中心の方針もそれ以前から表明されていた。特に石橋内閣は、五七年二月四日の施政方針演説で「今後、わが国は、国際連合を中心として、世界の平和と繁栄に貢献することを、わが外交の基本方針とすべき」と表明している。石橋が病で倒れる中、これを代読したのは総理臨時代理の岸だったが、岸によれば、「石橋さんの書いた施政方針をそのまま読んだ」⁽⁶⁾。前年一二月に岸が外相に就任した時の記者会見でも国連中心とは述べていない。これは石橋の意志だったと考えるのが適当だろう。

首相として岸は、「新安保条約を完全に成立せしめることが自分の使命」であり、安保改定に総理としての精力の「七ないし八割」⁽⁸⁾を注いだと語っている。そしてその新安保条約は、国連憲章に法的根拠を持ち、第一条で日米両国が国連強化に努力することを謳うことをはじめとして、前文に加えて全十条中四条で国連について触れる、全身に国連を

まとう異例な条約となった。安保条約の法的根拠を憲法に求めることができないためだった。当然のことながらこのことは、著者が「謹厳実直な外交官」(三九頁)と評価する、旧安保条約締結時の外務省条約局長、西村熊雄も繰り返し表明している。「安保条約は、国際連合の一般的安全保障の保管措置として地域的取り決めとして意図されたものである。……ただし、この意図が実際成立した条約に完全に現れていないことは否定できない」はその一例である。新条約はこの不完全さをなくすものだった。

この憲法と安保条約の法的矛盾を指摘したが、砂川事件における伊達判決だった。最高裁がいわゆる統治行為論を唱えて原判決を破棄し、差し戻したのは五九年一月一六日、新安保条約署名の一月余り前だった。そして六〇年二月一日に行われた施政方針演説で、岸は、「(新安保条約は)日米両国が敵に国連憲章のワク内において真に対等の協力者として団結を強固にし、それぞれの国家及び国民の平和と安全とを擁護すべきこと

を約束したもの」と言うのである。

外交青書刊行と同じ五七年九月には「日米安全保障条約と国際連合憲章との関係に関する交換公文」が締結された。これは、「安全保障条約および行政協定の規程は国際連合憲章に含まれる義務と完全に両立するように起草されたというのが日本政府の見解」とし、安保条約に対する国連憲章の優先、武力行使は憲章に従うこと、憲章の集団安全保障規定

への安保条約の合致などを謳っているが、当時は、「安保条約が国連憲章の規程に則って運用されるという原則が確立されたわけで、その意味でこれは同安保条約の実質的な一部修正である」と(外務省は)「している」と報じられた。さて、外交青書は経済白書などと異なり法律で刊行が定められてはいない。それが唐突に刊行され、その冒頭で示されたのが外交三原則だったが、これには「ただ三つの原則を並べただけ」との追及が繰り返された。第一号刊行の半年後の五八年三月には早くも外交青書第二号が出され、冒頭で「この疑問ない批判

に答えるため、三原則の意味とその相互関連性について補足説明」がなされた。外交青書は、政府の新たな政策を国民に説明するために刊行されたもので、政府活動を報告するためではなかった。

実際に外交三原則の策定を担当したのは、「省内事務の調整と国会対策を主として担当していた斎藤鎮男総務参事官や武藤利昭官房書記官などだった。原彬久のインタビューによれば、斎藤は同時に、安川壮駐米大使館政務参事官、藤崎万里条約局参事官の二名とともに、安保条約の「問題点を洗い出すことと、安保改定するとすればどのようなものになるか検討することを命じ」られた。外交三原則の策定は安保改定の検討と並行して進められたことになる。

また「国連中心」と「アジアの一員」の結びつきも五七年に始まったことではない。日本は国連のアジア・グループに属しているが、これは加瀬俊一国連大使が日本の国連加盟の一助としてアジア・グループに入ることを考え、五六年六月六日に認められた結果だった。

このように見ると著者の記述を単純に首肯できない。石橋が示した国連中心主義を、岸が安保条約改定のための便法として再提示し、それは中国代表権問題に對するそれまでの方針にも沿うものだったと考えるのが自然だろう。

ここで本書に関して問題となるのは、国連中心主義を安保改定に則して検討すると官僚の政治的な動きについても触れざるを得ないのに対して、本書のテーマに沿う限り、抽象的な「構想」をめぐらず評論家的な官僚の姿を描く点である。

著者は、西村のように国際法を厳密に解釈する者を高く評価する傾向があるが、外務省が常にそのような姿勢をとってきたわけではない。下田武三条約局長の下では日台間で結ばれた日華条約の解釈も変更されたが、著者も指摘するように、この解釈変更を説明する史料は公開されておらず、関係者の回想録等も触れていない。著者は解釈変更の理由を推測するが（六三一―六六頁）、問題にすべきは、厳密に解釈する動きについては史料が残っているにもかかわらず、解釈変更

については存在せず、関係者も積極的に触れないのはなぜか、という点だろう。

そもそも文書の作成は官僚の使命であり、外交文書もその例外ではない。そしてそこには官僚のアリバイ作りの意味もある。実証的な研究にはそのような資料の性格を踏まえること、つまり資料批判の徹底も欠かせないのである。

外交三原則に戻ろう。三原則策定時の外務事務次官は大野勝巳で、在任は五年一月二三日から五八年三月一五日だった。その彼は、岡崎勝男元外相を明示的ではないが「事務大臣」と呼び、揶揄する文章を残している⁽¹⁷⁾。

岡崎は一九二三年の外務省入省後、中国勤務を重ね、降伏文書受領の副団長を務め、GHQとの交渉にあたる終戦連絡中央事務局長官を経て事務次官に就いた後、退官した。ところが第二次吉田内閣の成立を受けて再び次官に就き、外相も務めた。引退後の六一年六月には、改めて国連中主義を掲げた池田勇人に請われて国連大使に就任したが、岡崎自身はこれについて、「政府は国連中心外交を唱

え、そのため国連大使には大物を当てるとかねてから言っていた手前、私がつかまったのであるが、そのほかに中国代表権問題が非常なところに来ているためこれを何とか打開したいというのが総理や外相の考えでもあったらしい」と述べている⁽¹⁸⁾。特に中国政策に関して吉田と池田を高い次元で結んだとみなし得る人物だった。次官経験者が国連大使に就くのも初めてで、次の例は小和田恒まで待たなければならなかった。そして岡崎の国連大使就任前の一月には、「外務省では全省体制での中国政策の再検討が行われることとなった」（二七三頁）。

しかし本書は岡崎について多くの紙数を割いていない。もちろん、岡崎を高く評価すべきだと評者が主張するのではない。しかし、本書が外務官僚の作る文書を中心に利用することは、官僚が歓迎しない者への評価が下がり、言及が少なくなる可能性が生じることも意味する。そして、首相が自らの人的関係を利用して大物大使を起用することは、外務省から見れば一種の「多元外交」にもなる。

だからこそ、国連中心主義と中国対策のために起用されたと自ら語る大物国連大使に見るべき活動がないとしても、それはなぜか、また外交文書において岡崎への言及が少ないのならば、なぜそのような言及すべきだろう。

著者は政治家や官僚へのインタビュも利用するが、これについてはさらに深刻な問題がある。橋本恕元駐中国大使に「本書の草稿に目を通してコメントをいただいたことは、何より心強いことであつた」(六八五頁)と言っているのである。

外務官僚を研究対象にする本書において、橋本は取材対象であり、中立の論評者ではない。その者に草稿を見せるなどあつてはならず、そのようなことがあれば、それは検閲済みの書籍と言わざるを得ない。インタビュ記録の確認を取材対象者に求めることは意味が根本的に異なり、資料批判が不十分などという次元の問題ではない。著者のこの行為は本書の価値を損なうばかりか、取材対象者の誠実さを傷つけるものである。

実は、外務省に対する関心は低く、研

究も限られている。九〇年代後半の行革の際にも外務省はほとんど話題にもならず、この結果、一八六九年に中央政府の官庁として省が設置されて以降、名前を変えずに生き残る唯一の官庁となった。残念ながら本書もそのような動向の例外ではないように思う。本書は、先行研究に対する著者の分類に做えば「友好史観」、「構造的制約」史観などに続く「官僚史観」とでも呼び得る側面を持つとは言えないだろうか。

注

- 〈1〉ギニアがアフリカ諸国を代表して演説 (29 November, 1965, Special Political Committee, UN Doc. A/SPC/SR. 469, Para. 14)。
- 〈2〉外務省国連局『国連情報』一九七二年二月二日付、二〇〇頁。
- 〈3〉Daniel P. Moynihan, *A Dangerous Place*, Little, Brown and Company, 1978, p. 257.
- 〈4〉*Foreign Relations of the United States, 1964-1968, Volume XXX, China*, pp. 25-31.
- 〈5〉Ibid., pp. 1-22.
- 〈6〉陳肇斌『戦後日本の中国政策——一

九五〇年代東アジア国際政治の文脈』東京大学出版会、二〇〇〇年、二〇一—二〇五頁。

〈7〉原彬久編『岸信介証言録』毎日新聞社、二〇〇三年、一一七頁。

〈8〉同書、二九七頁、及び三二七頁。

〈9〉西村熊雄『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』中公文庫、一九九九年、四五頁。

〈10〉「衆議院会議録」第三号、一九六〇年二月一日、二二頁。

〈11〉『朝日新聞』一九五七年九月一四日夕刊。

〈12〉例えば浅沼稲次郎の代表質問。「衆議院会議録」第二号、一九五八年九月三日、六頁。

〈13〉「わが外交の近況」第二号、五頁。

〈14〉斎藤鎮男『外交——私の体験と教訓』サイマル出版会、一九九一年、四二頁。

〈15〉原彬久『戦後日本と国際政治』中央公論社、一九八八年、一〇七頁。

〈16〉外交史料館、リール番号B-0042。

〈17〉大野勝巳『霞が関外交——その伝統と人々』日本経済新聞社、一九七八年、三一頁。

〈18〉岡崎勝男『戦後二〇年の遍歴』アラビア石油、一九六五年、五七頁。